

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長
(鹿児島県教育委員会教育長)

令和4年度末の一般組合員資格喪失に係る長期給付(年金)関係の事務等について
(通知)

一般組合員の資格喪失時には、地方公務員等共済組合法等に基づき、長期給付(年金)関係の各種
手続が必要となります。

年度末退職について、下記により手続に遺漏がないようお願いします。

なお、臨時的任用職員を含む短期組合員については、長期給付は適用除外となっているため、当共
済組合への長期給付関係の手続は必要ありません。

記

1 一般組合員資格喪失時の長期給付(年金)関係の手続

1月以上の組合員期間がある一般組合員(注)が資格喪失(退職)した場合には、長期給付(年
金)関係の以下の(1)～(3)の手続が必要となりますが、退職者の老齢厚生年金(公務員共済分)
の受給権の有無等により手続内容が異なります。

なお、任用が1日ないし数日の間を空けて再度行われる場合において、事実上の任用関係が中断
することなく存続すると判断される場合には、組合員資格が引き続くこととなるので、その時点で
は手続は不要となります。

(注) 「1月以上の組合員期間がある一般組合員」とは

正規職員や再任用フルタイム者等の一般組合員で資格を取得した月の末日以降に退職する全ての方。

ただし、60歳以上の場合は、一般組合員資格を取得した月の末日まで任用が続かない場合でも、年金加入期
間に参入するため、「1月以上の組合員期間」に該当する。

(1) 老齢厚生年金の受給権がない者

一般組合員期間が1月以上ある場合、将来、年金を受給するために待機者登録を行う必要があ
りますので、「退職届書」の提出が必要となります。

① 正規職員(定年前退職者)等の事務手続

「若年退職事前報告書」を退職予定日の1か月前までに当支部へ提出してください。当支部
で内容を確認後、「退職届書(ターンアラウンド用)」を当支部から所属所長あてに送付しま
すので、退職の事実発生後に、組合員異動報告書〔整理番号3〕・組合員証等と併せて「退職
届書(ターンアラウンド用)」を提出してください。

※ 手続については、令和2年1月22日付け公共鹿第927号「定年前退職者に係る「若年退職事前報告
書」の提出及び退職届書に係る事務取扱いの変更等について(通知)」から変更ありません。

※ 一般組合員資格を有している任期付職員及び会計年度任用職員(フルタイム)等が退職し、
一般組合員の資格を喪失する場合についても「若年退職事前報告書」を提出してください。

【裏面に続く】

② 定年退職者の事務手続

年度末の定年退職者（60歳及び63歳定年者）については、2月以降順次、対象の組合員あて文書と併せて「退職届書（ターンアラウンド用）」等を送付します。提出にあたっては、年度末年度当初は書類がふくそうすること及び提出漏れを防ぐ観点から事前提出とします。

③ 再任用フルタイム（昭和34年4月2日以後生まれ）

老齢厚生年金の支給開始年齢に達していない再任用フルタイム者が退職する場合は、同封の「退職届書」に必要事項を記入の上、提出してください。「退職届書」の用紙が不足する場合は、コピーして使用して差し支えありません。

提出にあたっては、年度末年度当初は書類がふくそうしますので事前提出を受け付けます。事前提出を行う場合は、令和5年3月24日（金）頃までに提出してください。

なお、再任用フルタイム組合員の方が年度途中で退職する場合には、「退職届書（ターンアラウンド用）」を当支部から送付しますので、電話等により連絡してください。

※ 令和4年度末時点で64歳未満（昭和34年4月2日以後生まれ）の再任用フルタイム者が資格喪失する場合は、原則として「退職届書」の提出が必要です。

(2) 老齢厚生年金の受給権がある者（昭和34年4月1日以前生まれ）

老齢厚生年金の退職改定を行うために「老齢厚生年金改定請求書」等の提出が必要となります。

年度末の定年退職者（65歳定年者等）及び老齢厚生年金の支給開始年齢に達している再任用フルタイム者の終了に伴う退職改定の手続については、2月中旬以降順次、対象の組合員あて文書と併せて「老齢厚生年金改定請求書」等を送付します。提出にあたっては、年度末年度当初は書類がふくそうしますので、事前提出とします。

なお、老齢厚生年金の受給権がある者が年度途中で退職する場合には、「老齢厚生年金改定請求書」等を当支部から送付しますので、電話等により連絡してください。

※ 令和4年度末時点で64歳以上（昭和34年4月1日以前生まれ）の再任用フルタイム者が資格喪失する場合は、原則としてこの退職改定の手続になります。

(3) 転出者

一般組合員として1日も空かずに引き続き他の公務員共済組合に転出する方または公立学校共済組合の他支部に異動する者については、「組合員転出届書〔整理番号5〕」の提出が必要です。

なお、1日以上空けて他の公務員共済組合または公立学校共済組合の他支部に加入する者は「退職届書」（老齢厚生年金の受給権がある者の場合は「老齢厚生年金改定請求書」等）の提出が必要です。

2 様式について

「若年退職事前報告書」については、公立学校共済組合鹿児島支部ホームページに掲載していますので、必要に応じてダウンロードの上、使用してください。

※【様式の掲載場所】「公立学校共済組合鹿児島支部トップページ」→「申請書等用紙のダウンロード」→「長期給付（共済年金）関係はこちら」

公立学校共済組合鹿児島支部 年金給付係 長期給付担当 TEL:099-286-5220 ※ 県立学校における文書管理表 分類記号：「B-7-2（共済組合）」
--